

北上市不妊治療費助成事業実施要綱（令和元年北上市告示甲第11号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月21日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 自己負担額 不妊治療に係る医療費について、医療保険各法の規定による保険給付の適用にかかわらず被保険者、組合員、加入者又は被扶養者が負担すべき額から、次の額を減じて得た額をいう。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(助成対象治療等)</p> <p>第4 助成の対象となる治療（以下「助成対象治療」という。）は、妻が妊娠することを目的として行う不妊治療（特定不妊治療にあっては、<u>都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が特定不妊治療を実施するのに適当であると認めた医療機関において実施されたものに限る。</u>）とする。ただし、</p>	<p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 自己負担額 不妊治療に係る医療費について、医療保険各法の規定により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者が負担すべき額から、次の額を減じて得た額をいう。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(助成対象治療等)</p> <p>第4 助成の対象となる治療（以下「助成対象治療」という。）は、妻が妊娠することを目的として行う不妊治療（特定不妊治療にあっては、<u>特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）に定める生殖補助医療の届出を行っている医療機関において実施されたものに限る。</u>）であって、医</p>

次に掲げる特定不妊治療は助成の対象としない。

(1)～(3) [略]

(助成金の交付申請)

第7 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、治療が終了した日の翌日から起算して5月以内に北上市（一般・特定）不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 北上市特定不妊治療医療機関受診等証明書（様式第2号）（特定不妊治療に係る助成金の交付を申請する場合に限る。）

(2) 北上市一般不妊治療医療機関受診等証明書（様式第3号）（一般不妊治療に係る助成金の交付を申請する場合に限る。）

(3)～(7) [略]

(助成の決定等)

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査の上、適当と認めたときは、北上市不妊治療費助成金交付決定通知書（様式第5号）により、適当で

療保険各法に定める保険給付の対象となる治療及び当該治療と同時に実施された厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）に定める先進医療とする。ただし、次に掲げる特定不妊治療は助成の対象としない。

(1)～(3) [略]

(助成の申請)

第7 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、治療を開始した日から助成対象期間が終了する日の翌日から起算して5月までの間に、当該助成対象期間に係る助成について北上市（一般・特定）不妊治療費助成申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 北上市特定不妊治療医療機関受診等証明書（様式第2号）（特定不妊治療に係る助成を申請する場合に限る。）

(2) 北上市一般不妊治療医療機関受診等証明書（様式第3号）（一般不妊治療に係る助成を申請する場合に限る。）

(3)～(7) [略]

(助成の決定等)

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査の上、適当と認めたときは、北上市不妊治療費助成決定通知書（様式第5号）により、適当でないと

ないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を申請者に通知したときは、当該通知をした日に申請者から助成金の請求があったものとみなして、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第9 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第10 [略]

様式第1号(第7関係)

年 月 日

北上市長 様

申請者
住 所
氏 名
電 話

認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成の決定を申請者に通知したときは、当該通知をした日に申請者から助成金の請求があったものとみなして、助成金を給付するものとする。

(助成の決定の取消し)

第9 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成を受けたときは、その決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第10 市長は、第9の規定により決定を取り消したときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第11 [略]

様式第1号(第7関係)

年 月 日

北上市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話
生年月日
配偶者 氏 名
生年月日

北上市（一般・特定）不妊治療費助成金交付申請書兼請求書

不妊治療費助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

交付申請額	[略]		
治療費総額			
高額療養費等の給付の有無	・なし ・あり 給付額		
今回の申請にかかる治療期間	[略]		
[略]			
過去の助成の有無	[略]		
受診者	氏名		生年月日
配偶者	氏名		生年月日
加入医療保険	【種別】		
※高額療養費等の支払いを受けた対象者のもの	【区分】		
[略]			
治療した医療機関	病院名		
	住所		
助成金の	口座名義人		
振込先	振込先		
北上市不妊治療費助成金交付のため、市が医療機関等に問い合わせることに同意します。			
申請者	配偶者	Ⓜ	

北上市（一般・特定）不妊治療費助成申請書兼請求書

不妊治療費の助成を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

不妊治療費の助成のため、本申請に係る内容について市が医療機関等に問い合わせることに同意します。

申請額	[略]		
[略]			
今回の申請にかかる治療期間	[略]		
[略]			
過去の助成の有無	[略]		
加入医療保険	【保険者名】		
※高額療養費等の支払いを受けた対象者のもの	【記号番号】		
[略]			
治療した医療機関	病院名		
	住所		

様式第 5 号（第 8 関係）

[略]

年 月 日付けで申請のあった北上市（一般・特定）
不妊治療費助成金について、助成金 _____ 円を交付するこ
とに決定したので、北上市不妊治療費助成事業実施要綱第 8 の
規定により通知します。

様式第 5 号（第 8 関係）

[略]

年 月 日付けで申請のあった北上市（一般・特定）
不妊治療費助成について、次のとおり助成することに決定した
ので、北上市不妊治療費助成事業実施要綱第 8 の規定により通
知します。

記

助成額 _____ 円

備考 改正部分は、下線の部分である。